

○八幡平市移住支援金交付要綱

令和元年9月27日告示第108号

改正

令和2年3月31日告示第46号
令和3年6月1日告示第82号
令和3年10月1日告示第107号
令和4年5月11日告示第59号
令和4年7月15日告示第80号
令和5年3月31日告示第60号
令和5年5月10日告示第76号
令和5年8月25日告示第115号
令和7年5月1日告示第56号
令和8年4月30日告示第59号

八幡平市移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩手県ふるさと振興総合戦略及び八幡平市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、市内への移住・定住の促進及び市内中小企業等における人手不足の解消に資するため、いわて暮らし応援事業・マッチング支援事業実施要領（平成31年4月1日付け定雇第48号岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室長通知）に基づき岩手県と共同して行ういわて暮らし応援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から市内へ移住した者が、マッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合又は起業支援金の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内で八幡平市移住支援金（以下「移住支援金」という。）を交付することについて、八幡平市補助金等交付規則（平成17年八幡平市規則第68号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(移住支援金の交付額)

第2条 移住支援金の交付額は、次の各号に掲げる同一世帯を構成する人数に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 単身の世帯の場合 60万円
- (2) 2人以上の世帯の場合 100万円

2 前項第2号に規定する世帯の世帯員が、移住支援金の交付申請の日が属する年度の4月1日において18歳未満のときは、当該世帯員1人につき100万円を加算する。

(移住支援金の交付対象者)

第3条 移住支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、第1号の要件を満たす移住をした者のうち、第2号から第5号までのいずれかに該当するものとする。ただし、2

人以上の世帯が移住支援金の交付を申請する場合は、当該要件に加え、その世帯が第6号の要件を満たす世帯であるものとする。

(1) 移住等に関する要件は、次のとおりとする。

ア 移住元に関する要件は、次の全てに該当するものとする。

(ア) 市に住民登録する直前の10年間のうち、通算5年以上東京23区内又は東京圏のうちの条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。以下同じ。)以外の地域に住民登録し、東京23区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。

(イ) 市に住民登録する直前に、連続して1年以上東京23区内又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に住民登録し、東京23区内への通勤をしていたこと。(ただし、東京23区内への通勤の期間については、市に住民登録する3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。)

(ウ) (ア)及び(イ)の場合において、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に住民登録し、東京23区内に設置されている学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学及び同法第124条に規定する専修学校へ通学していた者で、東京23区内の企業等へ就職していたものについては、通学期間を(ア)及び(イ)に規定する期間に通算することができる。

イ 移住先に関する要件は、次のとおりとする。

(ア) 平成31年4月1日以降に市へ転入したこと。

(イ) 移住支援金の交付申請時点において、市に転入後1年以内であること。

(ウ) 移住支援金の交付申請の日から5年以上継続して市内に居住する意思を有していること。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(ア) 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者の在留資格を有すること。

(イ) その他市長が交付対象者として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件は、次のとおりとする。

ア いわて暮らし応援事業を実施する都道府県が開設する求職者を対象とするインターネットサイト(以下「マッチングサイト」という。)を利用した場合に関する要件は、次の全てに該当するものとする。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) マッチングサイトに掲載されている求人への就職であること。

(ウ) 交付対象者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法

人への就業でないこと。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(オ) (イ)に掲げる求人への応募日が、マッチングサイトに(イ)に掲げる求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(カ) 移住支援金の交付申請の日から5年以上継続して勤務する意思を有した就職であること。

(キ) 新たに就職したものであること。

イ 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用した場合に関する要件は、次の全てに該当するものとする。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(ウ) 移住支援金の交付申請の日から5年以上継続して勤務する意思を有した就職であること。

(エ) 新たに就職したものであること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別事業への参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワーク（情報通信技術を活用した時間や場所にとらわれない多様で柔軟な働き方をいう。以下同じ。）に関する要件は、次の全てに該当するものとする。

ア 所属する法人からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、市内を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 内閣府地方創生推進室が実施する地域未来交付金（デジタル実装型）又はその前歴事業を活用した取組において、所属する法人からテレワークのために移住する者に対し、当該移住に要する費用への資金提供がされていないこと。

ウ 市内でテレワークにより勤務し、かつ、週20時間以上テレワークを実施すること。ただし、恒常的に通勤していないこと。

(4) 関係人口に関する要件は、ア又はイのいずれかに該当する者であって、ウからオまでのいずれかに該当するものとする。

ア 市に住民登録する前日までに、別に定める八幡平市応援市民に登録していること。

イ 岩手県が実施する遠恋複業の取組により、県内企業又は団体に複業したことがある者

ウ 市内において農林水産業に就業する者

エ 家業に就業する者又は事業を承継される者

オ 市内事業所に週20時間以上の雇用契約に基づいて就業する者

(5) 起業に関する要件は、1年以内に岩手県地方創生起業支援金（以下「起業支援金」という。）の交付決定を受けていることとする。

(6) 世帯に関する要件は、次のとおりとする。

ア 交付対象者を含む2人以上の世帯員（以下「世帯員」という。）が移住元において同一世

帯に属していたこと。

イ 世帯員が移住支援金の交付申請時点において同一世帯に属していること。

ウ 世帯員がいずれも平成31年4月1日以降に転入したこと。

エ 世帯員がいずれも移住支援金の交付申請時に転入後1年以内であること。

(移住支援金の交付申請)

第4条 移住支援金の交付を申請しようとする者は、八幡平市移住支援金交付申請書(様式第1号)に就業証明書(様式第2号)、本人確認書類及び第3条に規定する交付対象者の要件を満たすことを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(移住支援金の請求)

第5条 移住支援金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに、八幡平市移住支援金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(立入検査等)

第6条 市長は、移住支援金事業の適正を期するため必要があると認めるときは、交付決定者に対し報告させ、又は担当職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する立入検査等に岩手県の職員の協力を求めることができる。

3 交付決定者は、前項に規定する岩手県の職員が行う立入検査等に応じなければならない。

(移住支援金の返還)

第7条 市長は、交付決定者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、交付した移住支援金の全額又は半額を返還させるものとする。ただし、就職先の倒産、災害、病気その他市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(1) 全額の返還 次に掲げる場合

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の交付申請の日から3年未満に市外へ転出した場合

ウ 移住支援金の交付申請の日から1年以内に第3条第2号に規定する就職に関する要件を満たさないこととなった場合

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還 移住支援金の交付申請の日から3年以上5年以内に市外へ転出した場合

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和元年9月27日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 令和元年度に限り、第3条第2号イ中「マッチングサイトに掲載している求人」とあるのは「マッチングサイト（マッチングサイト開設前には、岩手県U・Iターンシステム）に掲載している法人」と、同号オ中「マッチングサイトにイに掲げる求人が移住支援金の対象として掲載された日」とあるのは、「マッチングサイト（マッチングサイト開設前には、岩手県U・Iターンシステム）にイに掲げる求人が移住支援金の対象として掲載された日」と読み替えるものとする。

附 則（令和2年3月31日告示第46号）

この告示は、令和2年3月31日から施行し、令和2年1月15日から適用する。

附 則（令和3年6月1日告示第82号）

この告示は、令和3年6月1日から施行し、改正後の八幡平市移住支援金交付要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和3年10月1日告示第107号）

この告示は、令和3年10月1日から施行し、改正後の八幡平市移住支援金交付要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年5月11日告示第59号）

この告示は、令和4年5月11日から施行し、改正後の八幡平市移住支援金交付要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和4年7月15日告示第80号）

この告示は、令和4年8月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日告示第60号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年5月10日告示第76号）

（施行期日）

1 この告示は、令和5年5月10日から施行し、改正後の八幡平市移住支援金交付要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の第2条第2項の規定は、令和5年4月1日以後に市に住民登録した者について適用し、同日前に市に住民登録した者については、なお従前の例による。

附 則（令和5年8月25日告示第115号）

（施行期日）

1 この告示は、令和5年8月25日から施行し、改正後の八幡平市移住支援金交付要綱の規定は、令和5年6月23日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の第3条の規定は、令和5年6月23日以後に市に住民登録した者について適用し、同日前に市に住民登録した者については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 5 月 1 日告示第 56 号）

この告示は、令和 7 年 5 月 1 日から施行し、改正後の第 3 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に市に住民登録した者について適用する。

附 則（令和 8 年 4 月 30 日告示第 59 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 8 年 4 月 30 日から施行し、改正後の八幡平市移住支援金交付要綱の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 3 条及び第 7 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に市に住民登録した者について適用し、同日前に市に住民登録した者については、なお従前の例による。

八幡平市長 様

八幡平市移住支援金交付申請書

八幡平市移住支援金の交付を受けたいので、八幡平市移住支援金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 申請者

フリガナ		生年月日	
氏名		年 月 日	
住所	〒	電話 番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

世帯区分	単身				
	2人以上の世帯	申請者を除いた世帯員の人数 (うち18歳未満の者の人数)			人 (人)
移住支援金の種類	就業	専門人材	テレワーカー	関係人口	起業

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2「いわて暮らし応援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、八幡平市に居住し、かつ、就業・起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
(就業・専門人材・起業の場合のみ記載) 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者または取締役などの経営を担う者との関係	A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する

(テレワークの場合のみ記載) 八幡平市への移住の意思について		A. 自己の意思で ある		B. 所属からの 命令である
(関係人口の場合のみ記載) 八幡平市の関係人口要件の該当の有無に ついて	市に住民登録する前日までに、八幡平市応援市民 制度に登録している、又は岩手県が実施する遠恋 複業の取組により、県内企業若しくは団体と複業 をしたことがあり、かつ、次の項目のいずれかに 該当している			
	<ul style="list-style-type: none"> ・市内において農林水産業に就業する者 ・家業に就業する者又は事業を承継される者 ・市内事業所に週 20 時間以上の雇用契約に基づ いて就業する者 			
		A. 該当する		B. 該当しない

※各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 (東京 23 区への通学者・通勤者に該当する場合のみ記載) 東京 23 区への在勤履歴

※直近10年間の在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地

※東京 23 区への在勤後、移住前に東京 23 区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度/行くことはない/その他 ()

管理コード (岩手県及び八幡平市使用欄)	
----------------------	--

別紙1

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 岩手県と八幡平市が共同して行ういわて暮らし応援事業に関する報告及び立入調査について、岩手県及び八幡平市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、八幡平市移住支援金交付要綱及びいわて暮らし応援事業・マッチング支援事業実施要領に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の交付申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の交付申請の日から3年未満に市外へ転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の交付申請の日から1年以内に就職に関する要件を満たさないこととなった場合：全額
 - (4) いわて暮らし応援事業・マッチング支援事業、起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 移住支援金の交付申請の日から3年以上5年未満に市外へ転出した場合：半額

別紙2

いわて暮らし応援事業に係る個人情報の取扱い

岩手県及び八幡平市は、いわて暮らし応援事業及び八幡平市移住支援金事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、岩手県及び八幡平市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

八幡平市長

様

所在地
 事業者名
 代表者名
 電話番号
 担当者

印

就業証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週 20 時間以上の無期雇用
(※就業の場合のみ) 勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	<input type="checkbox"/> 3親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	目標達成後に離職することが前提ではない <input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業

様式第2号の2（第4条関係）

年 月 日

八幡平市長 様

所在地

事業者名

⑩

代表者名

電話番号

担当者

就業証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 (移住前)	
勤務者住所 (移住後)	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
雇用形態	週20時間以上の雇用
交付金による 資金提供	勤務者に地域未来交付金（デジタル実装型）又はその前歴事業による資金提供をしていない

八幡平市長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

印

関係人口証明書 (移住支援金の申請用)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

遠恋複業による 就業者名	
遠恋複業による 就業者住所	
遠恋複業による 就業者電話番号	
マッチング年月日 ※就業開始日を記載	
就業期間	
遠恋複業による 就業内容	

年 月 日

八幡平市長 様

住 所

氏 名

印

八幡平市移住支援金交付請求書

年 月 日付け八幡平市指令 第 号で支援金の交付決定の通知があった標記支援金について、次のとおり支援金の交付を請求します。

1 支援金交付請求額 円
支援金交付決定額 円

2 振込先口座 金融機関名 _____

支店名 _____

預金種別 普通 ・ 当座

口座番号 No. _____

口座名義 _____

※申請者本人名義の口座に限ります。